

# 案内

## ごみの屋外焼却はやめましょう

家庭において、ごみを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。詳しくは、環境政策課（☎47-8563）へ。

## 濃飛会 岐阜県学生会館 入寮説明会

- ▶対象／県内出身者で、来年4月に東京およびその近郊の大学・大学院を受験予定の人、高校1・2年生、その保護者
- ▶とき／①10月11日(日) ②10月12日(月) いずれも午後1時30分～3時
- ▶ところ／①ヤマカまなびパーク(多治見市) ②じゅうろくプラザ(岐阜市)
- ▶内容／濃飛会岐阜県学生会館(東京都八王子市)の寮費や食事内容、生活の様子を紹介する説明会
- ▶問合せ／同会館 (☎042-646-6561)へ



同会館HP

## 心身障害者医療費助成制度受給者証の更新

心身障害者医療費助成制度の対象者(下表)に、新しい受給者証と更新申請書を、9月初旬に発送します。郵送された申請書に、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください(窓口での申請は混雑が予想されます)。なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、9月30日です。10月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ。

| 対象者                                                    |
|--------------------------------------------------------|
| 身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A1～B1)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかをお持ちの人 |
| ※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり                                 |

## 重度の障がいがある人が必要とする 災害時「非常用電源装置」などの購入費の助成

人工呼吸器などの電源が必要な医療機器を在宅で使用する重度の障がいがある人が、災害時の停電に備えて、非常用電源装置などを購入する費用を助成します(購入前に申請が必要)。  
助成額や申請方法など詳しくは、障がい福祉課(☎47-7298)へ。

- ▶対象／市内に住民票があり、在宅生活をしている人(福祉施設などに入所しており、自宅へ一時外出する人を含む)で、災害対策基本法による「個別避難計画」が策定されており、①②のいずれかの要件に該当する人
- ①呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている
- ②生命・身体機能の維持のため、電源が必要な医療機器を使用していることを医師が証明できる

## マイナンバーカード交付・申請などの 休日・夜間窓口の開設

- 平日の業務時間内に来庁することが難しい人を対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。
- ▶とき／【休日窓口】9月13日(日) 午前9時～正午  
【夜間窓口】9月15日(火)・17日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
  - ▶ところ／窓口サービス課
  - ▶内容／マイナンバーカードの交付・申請受付、電子証明書の更新など
  - ▶問合せ／マイナンバーカードコールセンター(☎47-7183)へ



## 大谷川河川改修に伴う市道の 全面通行止め

9月16日から令和12年9月末まで

長松町地内の市道(矢道踏切)を令和8年9月16日から令和12年9月末まで終日全面通行止め(夜間・土日祝日を含む)とします。  
※車両、自転車、歩行者とも通行できません。  
これは、県大垣土木事務所の大谷川河川改修事業に伴い、JR東海道本線の移設工事を実施するためです。  
なお、現在、仮設市道の設置を進めており、設置に伴い、長松町地内の市道(矢道踏切)付近が一時的に通行可能となります。仮設市道の通行可能な期間は令和9年12月から令和11年1月頃までの約1年間を予定しております。  
ご理解とご協力をお願いします。  
▶問合せ／【通行止めに関する事】大垣土木事務所 河川砂防課(☎73-1111 内線373)へ  
【仮設市道に関する事】市街地整備課(☎47-8406)へ



## 年金生活者支援給付金制度 新規対象者には手続きの案内が届きます！

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入などが一定の基準以下の年金生活者を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。今年度から新たに対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入して切手を貼り、郵便ポストへ投函してください。すでに年金生活者支援給付金を受給し、今年度も受給要件を満たす場合は、手続きは不要です。  
詳しくは、給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092)または、大垣年金事務所(☎78-5166)へ。

## 上・下水道の使用開始・中止の 申し込みはお早めに

問合せ／水道料金等お客様専用窓口(☎71-8848)へ  
＜平日の午前8時30分～午後6時＞

引越しなどで、上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です(井戸水による下水道使用も含む)。  
お早めに、水道料金等お客様専用電話へ連絡してください。  
使用開始・中止する1か月前から3営業日前までは、インターネットで24時間申し込みが可能です。市HPの「上・下水道使用開始・中止申込専用ページ」から申込ください。

### 水道等の申込専用ページ



スマートフォン用



携帯電話用

運営／大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」

## 水道料金などのお支払いは口座振替が便利です！

「Web口座振替受付サービス」をご利用ください

水道料金などのお支払いは、口座振替が便利で安心です。市内金融機関窓口で申し込みができますので、ご利用ください。  
また、市HP「Web口座振替受付サービス申込専用ページ」からも口座振替の申し込みができますので、ぜひお申込ください(一部金融機関を除く)。



申込ページ